

松江市胃がん施設検診事業（胃部エックス線検査）実施要領

1. 目的

この要領は、松江市が健康増進法に基づき実施する胃がん施設検診(胃部エックス線検査)について必要な事項を定め、胃がんの早期発見、早期治療を推進することにより、市民の健康の保持増進に資することを目的とする。

2. 対象者

松江市内に住所を有する40歳以上（年度末年齢）の人で、職場等で検診を受ける機会がない人とし、同一人について2年に1回行う。

3. 実施主体

実施主体は松江市とし、県、松江市医師会、医療機関等と協力して実施する。

4. 実施機関

実施機関は、以下に定める実施方法で検診が実施できる医療機関等(以下「受託機関」という。)とする。

5. 検診の実施

1) 予約受付

受託機関において検診の予約受付を行う。なお、検診当日に必ず当該年度の「がん検診等受診券」（以下「受診券」という。）を持参することを伝える。

検診当日には、受診券により受診資格を確認する。また、検診後に、受診券の該当の場所に受診日及び受託機関名を記入する。

2) 受診者への説明

受託機関は、受診者に対し、「胃がん検診説明用紙」等を使用して受診する検診の有効性と限界、並びに精密検査判定となった場合の受診勧奨及び精密検査内容や方法、精密検査結果を含めた検診結果については、松江市へ報告される等の個人情報の取扱いについて説明を行う。

3) 検診項目

問診、胃部エックス線検査とする。

(1) 問診

「松江市胃がん検診記録票（胃部エックス線検査）」により、現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診受診状況等を聴取する。

(2) 胃部エックス線検査

- ア. 撮影機器は、日本消化器がん検診学会の定める仕様基準を満たすものを使用する。
- イ. 撮影枚数は、最低 8 枚とする。
- ウ. 撮影の体位及び方法は、日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。
- エ. 造影剤の使用に当たっては、その濃度及び量を適切に(180～220W/V%の高濃度バリウム 120～150 mlとする)保つとともに、副作用等の事故に注意する。

(3) 胃部エックス線検査の読影

胃部エックス線写真の読影は、原則として判定医の一人は日本消化器がん検診学会の認定医とし、十分な経験を有する 2 名以上の医師によって行うものとする。その結果に応じて、過去に撮影した胃部エックス線写真と比較読影することが望ましい。

6. 検診結果の判定区分及び指導内容

検診結果の判定区分及び指導内容については、別表のとおりとする。

7. 検診結果の通知・報告

1) 受診者への結果通知

受託機関は、検診結果判定後、速やかに「松江市胃がん検診記録票(胃部エックス線検査)(本人用)」をもって速やかに受診者へ通知する。要精密検査の者については、「松江市胃がん検診精密検査依頼書(紹介状)兼結果報告書」を作成し、松江市返信用封筒等を添え、精密検査実施医療機関へ速やかに受診するよう指導する。

2) 市への結果報告

(1) 受託機関は、検診結果判定後、「胃がん施設検診総括表」、「松江市胃がん検診記録票(胃部エックス線検査)(松江市用)」、その他必要書類を揃えて速やかに松江市へ提出する。

(2) 松江市は、(1)を受理したときは速やかに内容を確認し、修正が必要な場合は当該受託機関に修正を依頼する。その場合、受託機関は遅滞なく修正を行い、松江市に報告する。

8. 検診に係る情報の帰属

受託機関が検診を通じて収集した情報は、全て松江市に帰属する。

9. 検診の事業評価

胃がん検診の実施にあたっては、適切な方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であることから、松江市は「胃がん検診のためのチェックリスト(市区町村用)」を用い、当該点検表に記載された事項が確実に実施されているか確認を行い、検診の実施

状況を把握した上で受託機関等関係者と十分協議を行い、実施体制の整備に努めるものとする。また、島根県生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定や実施方法等の改善を行うこととする。

なお、胃がん検診における事業評価の基本的な考え方は、令和5年6月に厚生労働省胃がん検診のあり方に関する検討会において取りまとめた報告書「がん検診事業のあり方について」（以下「報告書」という。）を参照する。

10. 受託機関の責務

- 1) 受託機関は、適切な方法及び精度管理の下で胃がん検診が円滑に実施されるよう、「胃がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）」を用い、当該点検表に記載された事項が確実に実施されているか確認を行い、精度管理に努める。また、松江市胃がん検診事業運営委員会及び島根県生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に従い、実施方法等の改善に努める。
- 2) 受託機関は、胃がんに関する正確な知識及び技能を有するものでなければならない。
- 3) 受託機関は、松江市及び精密検査実施機関と連絡を取り、精密検査の結果の把握に努めなければならない。

11. 精密検査等結果の取り扱いと未受診者の追跡調査

- 1) 受託機関及び精密検査実施機関は、精密検査受診者の検診結果を松江市に報告する。
- 2) 「松江市胃がん検診精密検査依頼書(紹介状)兼結果報告書」により診察した精密検査実施機関は、松江市返信用封筒にて「松江市胃がん検診精密検査依頼書(紹介状)兼結果報告書(松江市用)」及び「松江市胃がん検診精密検査依頼書(紹介状)兼結果報告書(検診実施機関用)」を松江市に提出する。松江市は提出された「松江市胃がん検診精密検査依頼書(紹介状)兼結果報告書(検診実施機関用)」を受託機関へ転送する。
- 3) 松江市は、「松江市胃がん検診精密検査依頼書(紹介状)兼結果報告書(松江市用)」及び「松江市胃がん検診精密検査依頼書(紹介状)兼結果報告書(検診実施機関用)」の提出のない要精検者について、時期を定めて受託機関に「松江市胃がん検診精密検査照会票」を用いて照会する。照会のあった受託機関は、精密検査実施機関と連絡を取り、該当者の精密検査結果の把握及び受診勧奨を行い、送付された「松江市胃がん検診精密検査照会票」にて松江市に返信する。(追跡調査の実施)
- 4) 松江市は、3)の追跡調査で精密検査受診状況を把握できない要精検者について、訪問、電話等で受診状況を確認する。把握できた未受診者に対して、改めて精密検査受診勧奨を行う。

12. 最終診断調査の実施

- 1) 松江市は精度管理の一環として、松江市胃がん検診事業運営委員会で定めた「胃が

- ん検診最終診断調査票」により、時期を定めて受託機関に最終診断調査を依頼する。
- 2) 受託機関は、精密検査実施機関等関係機関と連絡を取り、最終診断及び治療結果の把握に努め、送付された「胃がん検診最終診断調査票」に記入し松江市へ提出する。
 - 3) 松江市は、把握した最終診断調査結果について、松江市胃がん検診事業運営委員会で報告し、胃がん検診事業の精度管理に努める。

1 3. 記録の整備と管理

- 1) 受託機関は、問診も含めた検診結果及び画像を少なくとも5年間保存しなければならない。
- 2) 松江市は、検診受診者の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、過去の検診状況、検診結果、要精検とされた者の精密検査結果、最終診断調査結果に係る記録等の整備と管理を行う。

1 4. 個人情報の保護

松江市、受託機関、精密検査実施機関等の関係者は、検診結果の取扱いに特に留意し、秘密を保持しなければならない。

1 5. 委託契約の締結

松江市と受託機関は、この実施要領に基づく事業、及び松江市がん検診等実施要綱に基づく検診料金の収納業務について委託契約を締結し、事業を実施するものとする。

附 則

- この要領は、平成18年4月1日から施行する。
この要領は、平成20年4月1日から施行する。
この要領は、平成23年4月1日から施行する。
この要領は、平成24年4月1日から施行する。
この要領は、平成28年4月1日から施行する。
この要領は、平成30年4月1日から施行する。
この要領は、平成31年4月1日から施行する。
この要領は、令和2年4月1日から施行する。
この要領は、令和3年4月1日から施行する。
この要領は、令和5年4月1日から施行する。
この要領は、令和7年4月1日から施行する。
この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表

胃部エックス線検査の判定区分及び指導内容

判定区分	記録票の表記	指導内容
異常なし	「現在のところ異常ありません」	現時点で異常所見は認められないため、2年に1回の検診を勧奨する。
軽度所見有	「軽度の所見を認めますが、今のところ問題ありません。」	軽度の所見が認められるものの特に治療等の必要はないため、2年に1回の検診を勧奨する。
経過観察	「要観察」	精密検査を必要としないが異常所見が認められるため、定期的に経過を観察する必要があることを指導する。 検診は2年に1回であることを説明したうえで、具体的に受診時期を定め、保険診療となることを説明する。
要精密検査	「要精密検査」	異常所見が認められるため、速やかに専門医療機関で精密検査を受診するよう指導する。 紹介状と、加入する公的医療保険を証するものを持参することも伝える。